

# 令和6年度第2回宮城県自然環境保全審議会会議録

日時 令和6年10月25日（金）

午後1時30分から

場所 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

- (1) 宮城県自然環境保全審議会会長の決定について
- (2) 会長による副会長の指名、各部会に属する委員及び専門委員の指名、部会長及び代理者の指名について
- (3) 第五期宮城県ニホンザル管理計画の一部改正について

### 4 報 告

- (1) 宮城県生物多様性地域戦略第2次改訂について
- (2) 温泉部会の処分状況について

### 5 その他

### 6 閉 会

#### 【 資 料 】

- 資料1 第五期宮城県ニホンザル管理計画の一部改正について
- 資料2 群れに対する対策の改正内容
- 資料3 対策の実施に関する注意事項の改正内容
- 資料4 群れごとの評価及び対応方針（令和5年度調査）
- 資料5 第五期宮城県ニホンザル管理計画新旧対照表
- 資料6 第五期宮城県ニホンザル管理計画（一部改正案）
- 資料7 宮城県生物多様性地域戦略第2次改訂検討経過報告
- 資料8 温泉部会の処分状況について
- 参考資料1 宮城県自然環境保全審議会の概要
- 参考資料2 自然環境保全審議会条例
- 参考資料3 宮城県自然環境保全審議会審議事項一覧
- 参考資料4 宮城県自然環境保全審議会の過去10年間の審議事項

(始めに、委員委嘱状を環境生活部副部長より交付。その後、事務局の主な出席者を紹介した。)

## 1 開会

### 2 あいさつ (佐藤健二環境生活部副部長)

県環境生活部の佐藤でございます。本日は大変お忙しい中、令和6年度第2回宮城県自然環境保全審議会に御出席いただき、厚く御礼を申し上げます。また、委員の皆様には、日頃から本県の自然環境保全の推進に格別の御理解と御支援を賜っておりますことに対し、この場をお借りして心から感謝申し上げます。

本審議会は今年の10月1日に改選となりまして、今期から新たに2名の方々に審議会委員に御就任いただいたところでございます。委員の皆様におかれましては、今後2年間どうぞよろしくお願いたします。

さて、改めましてとなりますが、本審議会につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び温泉法の規定により、その権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する機関として設置されてございます。審議にあたりましては、本審議会での審議に加えて、諮問案件に応じて2つの部会、自然環境部会と温泉部会でございますが、こちらの部会におきましてそれぞれの専門分野で御審議いただくものでございます。

本日は、審議会会長の選出、副会長の指名などを行っていただき、その後に第五期宮城県ニホンザル管理計画の一部改正についての御審議と報告事項を予定しております。限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見御提言を頂戴いただきますようお願い申し上げます。

以上、大変簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願申し上げます。

(事務局より、本日の定足数を報告。(構成委員20名中15名が出席し、過半数を満たしていることから、審議会条例第6条第2項の規定により有効に成立している。)次に、本日の会議の公開・非公開について、平成12年3月21日に開催された当審議会において審議された結果、審議案件は公開となっていることから、本日の審議会は公開で行われる。ただし、温泉部会からの報告については、法人及び個人の事業が含まれることから非公開とする旨を報告。また、議事(3)について知事から諮問があった旨を報告。)

## 3 議事

### 議事(1) 宮城県自然環境保全審議会会長の決定について

司 会： それでは次第3の議事に入りますが、会長が決まるまで、土屋委員に仮議長をお願いしたいと思います。御承認いただけますでしょうか？

各 委 員： (異議なし)

司 会： それでは土屋委員、よろしくお願いたします。

土屋委員： それではしばらくの間、仮議長を務めさせていただきます。

会長の選出につきましては、当審議会条例第4条第1項の規定により、委員の互選により選出されることとなっております。どなたか御推薦ございませんでしょうか。

早坂委員： 西村委員を会長に御推薦申し上げたいと思います。

土屋委員： ただいま、西村委員を推薦する旨の御発言がございましたが、皆様いかがでございますでしょうか。御異議がなければ、拍手を持って御承認いただきたいと思います。

各委員： （拍手）

土屋委員： それでは、当審議会の会長は西村委員に決定いたしました。よろしくお祈りを申し上げます。以上をもちまして仮議長を下ろさせていただきます。どうもありがとうございます。

司会： 土屋委員どうもありがとうございました。それでは西村会長、会長席に御移動をお願いいたします。

それではただいま選出されました西村会長様から一言御挨拶をお願いいたします。

西村会長： 審議会会長に選んでいただきまして光栄に存じます。引き続きという形になりますが、一方で、様々環境の異変が出てきていると認識しております。本日もここまで一番町から歩いてきたら汗ばむぐらいでしたが、西日本の方は夏日となっているようで、まだ夏が終わらないのかというような状況でございます。

しかしながら、伊豆沼・内沼の方には、ハクチョウももう飛来しておりまして、例年よりも少し早めに来ていただいたようでございます。ということは、シベリア、北の方は結構寒さが厳しいのかなと、たぶん日本に飛んで来て、伊豆沼に来て暑くてびっくりしたのではないかと思うわけですが、そのような気候変動というのは、野生動物をはじめとして自然環境に非常に大きな影響を与えているものと思います。それは人間にとって、いい方向にも悪い方向にも働く可能性がありますので、この審議会では人の健康と野生生物をはじめとした自然環境の保全とバランスをとっていくという非常に難しいことをしっかりと進めていかなければいけない審議会だというふうに思っております。

従いまして、皆様の忌憚のない御意見を頂戴しながら、やり方がこうすればいいというのが、もしかしたら、なかなか探るのが難しい状況もあるかもしれませんが、常に議論をしながら一步一步前へ進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会： それでは、審議会条例第6条第1項の規定により、以後の議事進行につきましては、西村会長をお願いいたします。

西村会長： 規定により議長を務めさせていただきます。はじめに本日の予定ですが、審議会の終了予定は15時30分となっておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

### 議事（2）会長による副会長の指名、各部会に属する委員及び専門委員の指名、各部会長及び代理者の指名について

西村会長： それでは、議事（2）会長による副会長の指名、各部会に属する委員および専門委員の指名、部会長及び代理者の指名についてでございます。当審議会条例第4条第1項及び第5条第4項第5項第7項の規定により指名を行います。

それでは、まず副会長を指名させていただきます。第1順位の副会長を伊藤絹子委員に、第2順位の副会長を益子保委員にお願いしたいと思います。

次に自然環境部会温泉部会に属する委員と専門委員、各部会長及び代理者を指名いたします。

自然環境部会につきましては、伊藤絹子委員、大越和加委員、小林秀樹委員、鈴木美紀子委員、陶山佳久委員の5名にお願いいたします。専門委員からは、生駒順一委員、土屋剛委員、渡邊淳委員、藤本泰文委員の4名にお願いいたします。

自然環境部会の部会長には伊藤委員、その代理者には陶山委員にお願いいたします。

なお、生駒委員と土屋委員は前期まで審議会委員でございましたが、今期は専門委員として引き続き部会に御参画いただくものでございます。

続いて温泉部会につきましては、委員の中から、高嶋礼詩委員、土屋範芳委員、益子保委員、村上英人委員の4名にお願いいたします。専門委員からは、岩松廣行委員、菅野雅光委員、高山真委員、富岡佳久委員、遊佐翔委員の5名にお願いいたします。

温泉部会の部会長には益子委員に、その代理者は土屋委員にお願いいたします。

なお、富岡委員は前期まで審議会委員でございましたが、今期は専門委員として引き続き部会に御参画いただくものでございます。

皆様どうぞよろしくお願いいたします。

### 議事（3）第五期宮城県ニホンザル管理計画の一部改正について

西村会長： それでは、議事（3）に入ります。第五期宮城県ニホンザル管理計画の一部改正について審議してまいります。まず、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： （資料1～資料3により説明）

西村会長： ただいまの説明につきまして、御質問や御意見を頂戴したいと思います。

早坂委員： 事務局に確認したいのですけれどもよろしいでしょうか。

8月の特定鳥獣の管理計画の委員会の段階では、まだ多頭捕獲の判断基準が曖昧模糊としていて、今後検討して詰めていくというお話でしたが、今回ここに審議会の議題として出てきたということは最終案であると理解してよろしいのでしょうか。

事務局： そのように考えております。

早坂委員： 8月の特定鳥獣の保護管理計画検討評価委員会において、今までは追い上げが中心だった群れ評価D郡に対して、誰がどのような基準で多頭捕獲をしようと判断をなさるのかということを質問いたしました。おそらく、今、割愛された資料6の30ページからの赤字部分はその基準になるのだと思いますが、先ほど御説明のあった資料1の2ページ目の6、市町村との連携の部分で、捕獲をする場合には計画を作成し、県と相談の上方針を決定するとありますけれど、相手は野生のニホンザルです。多頭捕獲をするというのは、よほどの事態が起こっていると推測されるのですが、そのところでそんな悠長に御相談申し上げて会議をいたしましょう、なんていうことをやっていて、迅速な対応はできるのか疑問です。大丈夫なのでしょうか。お答えをお願いします。

事務局： 御指摘のとおり、あまり時間をかけて結果として農作物や住民の方に被害が及んでしまっただけでは、それでは本末転倒でございますので、そこは市町とも綿密に連携をとり、随時情報を共有しながら、実際に評価レベルが悪くなって、多頭捕獲をせざるを得ない状況になるまで状況を注視するのではなく、そこはスピーディーに対応できるように連携をとってまいりたいと考えております。

早坂委員： 評価レベルはD群のままで変えないで内容を変えていく、対応の内容を変えていくという理解でよろしいでしょうか。

事務局： そのように考えております。

早坂委員： この改正案が施行されるにあたっては、早い段階、あるいは施行される前に、事前に本部から文章・メールで各市町村に送る、発送するとかではなくて、ぜひ対面で各市町村との連携を図っていただきたいと切にお願いしたいと思っております。

共通認識がないと、うちの市ではこうやった、うちの町ではこうだったということになると整合性が取れないと思っております。これはぜひ確実に対面でみんなの共通理解を得ていただきたいと、自然保護協会の方から節にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

事務局： 御指摘と御要望ありがとうございます。先生おっしゃるとおり、実際に文章を出しただけで終わりでは、その後の適正な管理執行には足りないと思っております。今、御指摘いただきましたとおり、通知を出すだけではなくて打ち合わせ会議などを経ながら、市町と共通の認識を持って、適正な管理に資するように努めてまいりたいと考えております。

西村会長： 非常に大切なポイントだと思いますので、できるだけ連携を密にして、あと実際にこういうような状況になりそうでしたら、そういう情報をしっかりと残して、公

開できる部分は公開して、そういうような手順をしっかりと踏んでいただければと思います。

他に御質問、御意見等ございませんでしょうか。

伊藤委員： 教えていただきたいのですが、「悪質度の高い問題個体が特定できる場合には」というような文章が資料2の方にありますけれども、悪質度の高い問題個体をどういうふうに特定されているのでしょうか。

事務局： 今回の悪質度の高い個体につきましては、例えば、単独で実際に畑などに行って農作物を荒らしたりしているのが、この個体だなというのが特定できるものという形で考えてございます。

伊藤委員： なかなか特定って難しいような気が、素人は思うのですがけれども、大丈夫、その辺は経験とかそういったもので地元の人とかは理解されているのですか。認識されているのでしょうか。

事務局： 実際にこの群れに対する評価の考え方というのが、計画の中に群れに対する評価の考え方を整理しております。住民の方ですとか、市町の方の聞き取りですとか、専門家の方のご意見などもあるのですがけれども、実際にその評価レベルを判定する基準としまして、例えば人に対する反応として、全く人を恐れなくて攻撃してきたりするような場合であれば、その群れとしてはそうでもなくても、この個体の評価が人との良好な関係を築けないと判断できるようところで整理をしていきたいと考えております。

資料6の管理計画の方に記載ございました。24ページの表6に、群れの評価レベルの判定基準ということで人に対する反応ですとか、どこに出没するのか、あと人工物にどのくらい慣れているのかといったようなことを元に判定を予定しているものでございます。

伊藤委員： わかりました。ありがとうございます。

西村会長： この判定基準も適宜、多分補正の必要があろうかと思っておりますので、スタートしてからも慎重にかつ迅速にと非常に難しいところを対応していただくこととなりますが、どうぞよろしく願いいたします。

他に御質問御意見等ございませんでしょうか。

西村会長： それでは、皆様からの御質問に御回答させていただきましたとおりでございまして、それらを踏まえて、質疑がこれ以上ないようございまして、お諮りしたいと思います。

まずは、御異議はございませんでしょうか。それでは、本件はこの後、パブリックコメントが実施されます。パブリックコメントの結果および御意見等に対する県の考え方につきましては、事務局から委員の皆様にもメールで御報告をいたします。

答申に向けた審議会開催の要否につきましては、会長に一任していただき、パブリックコメントによる計画の修正のない場合や、軽微な変更のみの場合で開催を要しないと判断した場合には、原案を了承する旨、知事に答申してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員： （異議なし）

西 村 会 長： それでは、パブリックコメントで委員の皆様にもメールでご報告した段階で、委員の皆様からも必要に応じて審議会開催すべきということがもしございましたら、遠慮なく御意見を頂戴したいと思います。

それでは、基本的には会長に一任いただいたということで、そのような形で進めさせていただきます。

#### 4 報告

##### 報告（１）宮城県生物多様性地域戦略第２次改訂について

西 村 会 長： 続きまして、次第４の報告に移ります。報告事項（１）宮城県生物多様性地域戦略第２次改定について事務局から報告願います。

事 務 局： （資料７により説明）

西 村 会 長： ただ今の報告につきまして、御質問や御意見等ございませんでしょうか？

大 山 委 員： ２ページ目の改訂後の「（３）豊かな自然を引き継ぐ」というところですけど、赤字のところではわからないのが、やっぱり生物多様性というのは、国際的には生産がとても大きな課題になっていますが、宮城県レベルで「一人ひとりが持続可能な生産」とあげるの、具体的にどういうことを指すのか、お話しいただければと思います。

事 務 局： 我々がどのように消費するかによって、企業の方の生産量というのは変わってくると思います。ということは、我々一人一人が生産する量を意識しながら、きちんと必要な分を消費するという行動に変えていくのが重要ではないかと思ひまして、このような表現をさせていただくところでございます。

大 山 委 員： 一般の方々が生産者と誤解することがありますので、表現に御配慮ください。

西 村 会 長： 今、基本方針のところなので、こういう表現で止まると思うのですが、結局、最後読んだ方がどんなふうに理解するのかというのはとても重要ですので、最終のところに向けてどうぞよろしくお願ひします。

他に御質問、御意見等ございませんでしょうか。

小林委員： 素晴らしい内容だというふうには思いますけれども、読みながら感じたことを述べさせていただきたいと思います。

例えば2の「10の基本的取組を拡充」、このところで色分けしている緑の部分のところで、いわゆる良好な自然環境というのをいろんな方面からやっていこうというようなことだと思います。それで、その基本となるのは、当たり前のことですけど、生態系ピラミッドであります。底辺の部分の絶対的な量が、まずは基本になるのかなと思います。もちろんその中で質的なものを高めていくという観点もありますけれども、基本はやはり、底辺の広さ、ここにかかっているなというふうに思います。この審議会として、保全地域とかそういったものをいろいろ審議しておくわけで、ぜひ、それを今後とも継続していくといえますか、狭めることがないように、提言させていただきたい。

その上で今度は、内容に関して、単にこう何て言いますか、今、大きく地球が変わっていている様子を受け止めるだけじゃなくて、それを捉えて、今度は関わっていくような部分も必要になるのかなと。具体的に言うと、6月の知事の定例会で、知事がホヤの養殖が壊滅的な状況なんだと、それでそれに代わり得る手立てとして、真珠の養殖を取り入れていくように、これから研究していく、そのための予算を確保して、まずは、先進地である三重県あたりですか、そちらに派遣するというようなお話をしていました。実際、アコヤ貝は三重県の方では逆に水温が高くなりすぎて、うまく育たない。そういう中であって、より北にある、ホヤも育たないけれども、今度はそこが、アコヤ貝にとってはいい環境かもしれないという、なかなかいい発想だと思います。

つまりはそう言った、どうしても抗うことができないような自然の変化に対して、それを、好機と言ったら変かもしれませんが、前向きに捉えるような戦略というの必要なのかなというふうに思いました。それは、同じページの緑の3のところ、森林のところでも言えまして、そもそも森林が一番大切であると。で、その温暖化を防ぐためにメガソーラーの設置ということ、森林を破壊しながらメガソーラーを設置していくようなそういう動きもありますけども、そこら辺はぜひ、そうじゃないんだというところを発信できるような、3番と4番にやんわりと書いてありますけれども、そこら辺実際のところではもう少し分かるようにしていただきたいと思いました。

最後に、鳥獣に対しても、これも地球温暖化と関わっていると思いますけれども、シカやイノシシがどんどん北上して、ものすごいひどい状況になっているという中で、ジビエ料理というのですか、そちらにこう、今少しずつ動きが見えていますが、個人の努力によるものがかなり大きいというふうに思います。県として、ここら辺をぜひ考えていただいて、自然の変化に対して前向きに捉え、前向きって言えば変ですね。うまく捉えていくような策というの必要なのかなというふうに思いました。

事務局： ただ今、中間案の方、内容を精査しているところでございますので、ただ今のご意見もいただきましたことを考慮しながら、中間案の作成をしていきたいと思っております。



西村会長： よろしくお願ひします。他に御質問御意見等をお願ひいたします。

鈴木委員： 今の小林委員の御指摘に乗っかっての発言になりますが、小林委員がおっしゃったことは、気候変動の分野だと「適応」と呼ばれる分野になるかと思ひます。項目では生物多様性のものなので、一切その適応であつたり、気候変動という文言はないので、おそらく中間のものを読めば文書には出てくるだろうなどは思ひながらお話を聞いておつたのですけども、その適応に関してを、どう、隣であるはずの気候変動の計画の方と紐付けて連結させた計画になっていくのだろうかというところがドキドキしながら話を聞いていました。

今お答えできる範囲でよろしいので、こんなふうを考えてますというお考えがあれば、それをお伺ひしたいというのが一点と、二点目、環境省の方で出している第6次の環境基本計画では、上位目標がウェルビーイングになっているので、その関連でこちらの計画にもウェルビーイングに関する何か記載が入るのだろうか、というはてなど、入れて欲しいということではないんですよ。ウェルビーイングという言葉が難しいなと思つておりますので、世界の流れであつたり、環境省がおっしゃっていることもよくわかるのだけれども、それよりは県民にわかりやすい表記にしたいなと思ひますので、その辺で今、お考えのことがあればお伺ひしたいと思ひました。

事務局： まず、御質問ありましたとおり温暖化対策とも連携が重要ですし、あとはサーキュラーエコノミー循環型社会とも大切だというふうに県としては考えております。やはりその三つの対策が各々お互いにきちんと配慮をしながら進んでいくというのが大切だろうと考えています。例えば、生物多様性に全部注力して他のところはないとか。温暖化対策に注力して他のところはないとかがつなげてなると、どうしてもトレードオフの関係が出てきて、いい効果というのが少なくなってくるので、そのところをどういうふうに書き込めるかというの、今後検討していきたいというふうには考えていきたいと思ひます。

あと、生物多様性ですけども、生物多様性自体も言葉が難しく、なかなか伝わらない。さらに課題も、ちょっと二つ三つ間に挟まないと、何が問題になるかというの、非常に難しいところがありまして、どういうふうにしたら伝わるのかなというところを検討しながら、今いるところでございます。ウェルビーイングの概念を盛り込めるのかというところは、まだ何とも言えないところでございます。できるだけ県民の皆様には、生き物が好きな人たちだけではなくて、その他の人たちにも伝わるような地域戦略にしていきたいと考えているところでございます。

陶山委員： 非常に意欲的な改訂がされていて、素晴らしいと思ひます。私ども東北大の方でも、このネイチャーポジティブ、発展社会実現拠点ということで動いておりまして、どうしたらいいか本気で考えているメンバーがたくさんおりますので、今後、まだ推進会議や、庁内会議もあるようですので、お力になれるようでしたら

なりますので、御相談いただければと思いました。

事務局： よろしくお願ひします。

松田委員： この「10の基本的取組を拡充」ということで、「自然に寄り添った自然とともに生きるふるさと宮城」に、そして学校現場関係で務めております私にとっては、この子供たち、「未来を担う子どもたちが笑顔で輝くふるさと宮城」ということで、ぜひこの取組みが、ネイチャーポジティブということで実践に向けてできればいいなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

1箇所、気になるところがありました。「10の基本的取組を拡充」の7番の具体的な取組のところ、「自然の多面的機能を生かした防災・減殺の取組の推進」となっていますが、これは「減殺」ではなくて、「減災」の間違ひということによろしかったでしょうか。

事務局： 大変失礼しました。ありがとうございます。

西村会長： 他に御質問御意見等お願ひいたします。

オンラインで参加されている委員の方々はよろしいでしょうか。

そうしましたら、持ち帰ってよく眺めていただいてからの御意見もあるのかと思ひますが、最初の改訂スケジュールでお話していただいたとおり、パブリックコメントが1月中旬ぐらいからということになっておりますので、その時に改めて、委員の皆さまの方から、コメントをいただくということもできますので、本日は、終了させていただきたいと思ひます。

## 報告（2）温泉部会の処分状況について

西村会長： 報告事項（2）温泉部会の処分状況についてございます。益子温泉部会長からお願ひいたします。

益子委員： （資料8により説明）

西村会長： ただいまの御報告につきまして、御質問御意見などございませんでしょうか。

それでは特にないようでございますので、これで報告まで一通り準備させていただいた議事報告を終了いたしました。

## 5 その他

西村会長： 最後に、その他でございますが、委員の皆様、何かございますでしょうか。あるいは全体、先ほどの管理計画等々も含めて、何か御発言が不十分だったという場合には御発言をお願ひいたします。

それでは、これで、議事報告を終了とさせていただきます。事務局から連絡事項をお願ひいたします。

事務局： 今後の審議会の開催予定について、またご連絡をさせていただきたいと思います。  
この後、議事（3）「第五期宮城県ニホンザル管理計画の一部改正について」に係るパブリックコメントを実施いたしますが、審議会開催の可否および時期につきましては会長様と調整させていただいた上で御連絡させていただきたいと思います。

西村会長： それでは以上で本日の議事はすべて終了いたしました。  
委員の皆様、御協力ありがとうございました。

事務局： 本日は御多忙のところ皆さまお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。  
以上をもちまして、宮城県自然環境保全審議会の一切を終了いたします。